

境界問題相談センターとは、

境界の専門家

土地家屋調査士と

法律の専門家

弁護士との

協働による紛争解決機関です。

境界問題相談センターかごしまは、境界についてのトラブルや疑問を土地家屋調査士と弁護士がじっくりお聴きし、**裁判手続きを利用しないで、当事者間の話し合いによる解決方法を提案する機関**です。

- 境界問題相談センターかごしまは、平成18年5月に鹿児島県土地家屋調査士会が設立しました。
- 相談担当者は、法務大臣が民間紛争解決手続き代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した土地家屋調査士です。

手続きはすべて非公開で行われ、相談者のプライバシーや内容の秘密は固く守られます。

こんな時は
ご相談ください!



隣りとの“境”がわからない

塀が越境していると言われた

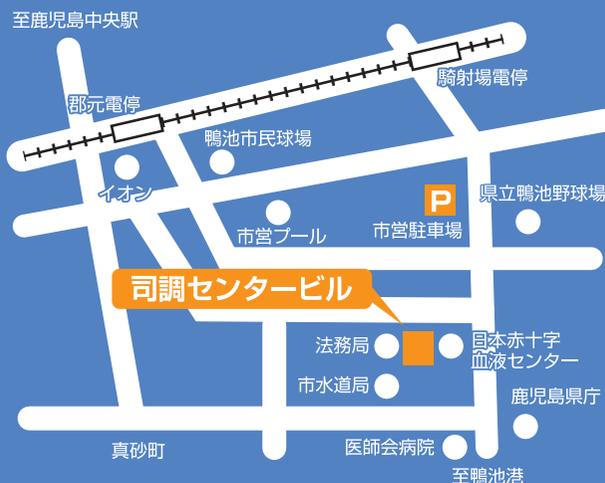
境界立会いに応じてくれない

まずは、お電話ください。



電話による問い合わせ

10:00~12:00、13:00~15:00
(土・日・祝日は休み)



鹿児島県土地家屋調査士会

境界問題相談センターかごしま

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1番3号
司調センタービル内

TEL099-214-2958

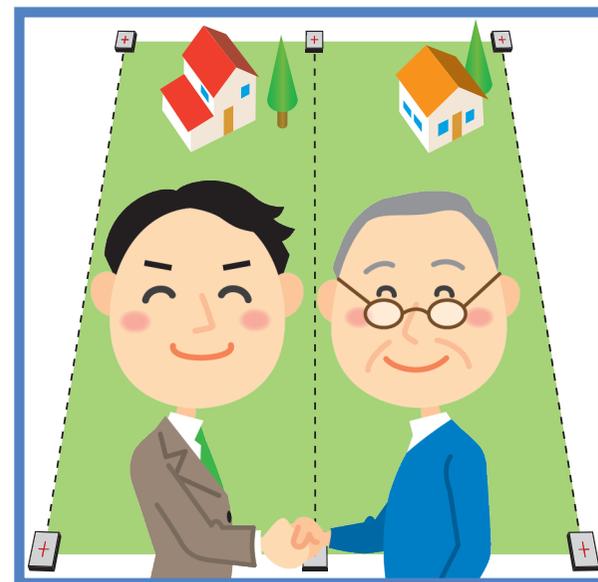
FAX099-256-4337

ホームページアドレス

<http://www.kagoshima-chosashi.com>

境界問題で お悩みの方 ご相談ください

土地家屋調査士と
弁護士が協働で
解決へのお手伝いをします。



境界問題相談センターかごしま

鹿児島県土地家屋調査士会
鹿児島県弁護士会

相談から解決までの流れ

その他の解決方法

- 筆界特定制度
- 裁判
- 民事調停 など

土地家屋調査士と弁護士との協働で解決

境界問題相談センターがごしま



電話による問い合わせ

土地家屋調査士会が
認定土地家屋調査士を紹介します。

事前相談(有料)

認定土地家屋調査士による
解決に役立つ情報の提供
(振り分け業務)

相談

土地家屋調査士・弁護士協働による
法律相談

調停

土地家屋調査士・弁護士協働による
話し合いによる協調的解決
必要に応じて調査・測量・鑑定

調停成立

和解契約書の作成

解決

費用概要

- | | | | |
|---------|---------|--------------------|-----------|
| ●相談費用 | 21,000円 | ●期日費用 | 20,000円 |
| ●基本調査費用 | 31,500円 | (2回目からの調停1回あたりの費用) | |
| ●調停申立費用 | 31,500円 | ●成立費用 | 52,500円より |

※調査・測量費用、鑑定費用が別途必要な場合があります。

